

## 神奈川県林業・木材産業改善資金制度運営要領

林業・木材産業改善資金制度の運営については、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和51年政令第131号。以下「政令」という。)、同法施行規則(平成15年農林水産省令第55号。以下「省令」という。)、同法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件(平成15年6月11日農林水産省告示第902号。以下「告示」という。)神奈川県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年10月31日神奈川県規則第121号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

なお、制度の運用にあたっては、ほかに同法の施行について(平成15年6月11日付15林政企第14号農林水産事務次官依命通知)、林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15年6月11日付15林政企第15号林野庁長官通知)、林業・木材産業改善資金の運営に当たっての補足資料(質疑応答)(平成15年10月27日付林政企60号林野庁林政部企画課長通知)を参考とすること。

(貸付対象者等)

第1条 林業・木材産業改善資金(以下「資金」という。)の貸付対象者は、法第3条第1項及び施行令第1条に定めるほか、次の条件を満たした者とする。

- (1) 林業・木材産業経営の改善について意欲と能力を有する地域の中核的な事業体又はそのような者となることが見込まれる者であること。
- (2) 団体が貸付対象者となるためには、団体が構成員の加入脱退に関わらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、民法上の法人あるいは通常の世界関係において人格なき社団としての実態を有することが必要であり、具体的には次のアに定める事項について、イに定める基準に従った規約を有していること。

### ア 事項

- (ア) 団体の目的
- (イ) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- (ウ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- (エ) 代表者及び代表権の範囲
- (オ) 会費の徴収が必要となる場合にはその徴収方法

### イ 基準

- (ア) 林業・木材産業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること
- (イ) 代表者の選任の手続きを明らかにしていること
- (ウ) 会費の徴収が必要となる場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものではないこと
- (エ) 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

2 施業受託に必要な資金を貸付ける場合、この貸付けはその貸付対象者が本資金の貸付けにより長期にわたり施業等又は立木の管理を委託することにより、その林業経営を改善する見込みがある場合に限り行われるものであるため、当該貸付対象者が当該施業又は立木の管理の委託に係る森林について所有権又は使用収益権を持ち、将来森林施業を

積極的に行おうとする意志を有するものであることを要する。したがって、貸付けに当たっては、投機を目的とした単に森林を所有している者がその財産管理のために本資金を借り入れることのないよう留意するものとする。なお、分収契約が締結されている森林については、当該森林所有者及び分収契約者の双方が貸付対象者たる資格を有することになるが、本資金の借受けの際に当該貸付対象者以外の有資格者の同意を得ることとし、同一森林について重複して本資金を貸し付けることがないよう配慮するものとする。

3 立木の取得に必要な資金を貸付ける場合、貸付対象者は、取得する立木と一体として伐採する立木につき所有権又は使用収益権を有する者であること。なお、伐採の施業を請け負った者は、使用収益権を有する者でないので、貸付対象者とならない。

4 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。）は、貸付対象者とならない。

また、次の各号に掲げる団体においても、貸付対象者とならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの  
(貸付金の限度額等)

第2条 貸付金の限度については、林業従事者等毎に規則第2条第1項で定めるほか、予算の範囲内で知事が認める額とする。

2 規則第2条第2項の貸付金の償還期間及び規則同条第3項の貸付金の据置期間を定めるに当たっては、貸付対象者の経営状況、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。  
(連帯保証人等)

第3条 連帯保証人は、規則第3条前段の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 借入申請者は、原則として、1人以上の連帯保証人を立てるものとする。
- (2) 借入申請者と同一生計である者及び必要な資力がない者は連帯保証人となること  
ができない。
- (3) 連帯保証人は、前号に定める資力についての確認資料を知事に提出してその審査を受けなければならない。ただし、貸付額が100万円以下の場合は提出を免れることができる。
- (4) 借入申請者が林業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあっては、団体の理事等）を当該団体の連帯保証人として立てるものとする。
- (5) 部門経営者が本資金を借受ける場合は、経営主を連帯保証人に加えるものとする。

2 担保は、規則第3条後段の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 借入金の額が1,000万円を超える場合は、担保を提供しなければならない。ただし、前項第1号に定める連帯保証人を2人以上立てた場合は、この限りではない。
- (2) 担保を提供する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 貸付対象施設が土地の場合は、土地に抵当権を設定する。その後、当該土地上に建物が建てられたときは、当該建物の底地に抵当権を設定する。
- イ 貸付対象施設が建物の場合は、当該建物及び当該建物の底地に抵当権を設定する。
- ウ 貸付対象施設が設備（動産）の場合は、当該設備を設置している土地及び建物に抵当権を設定する。設備（動産）又は構築物は、譲渡担保を設定することもできる。
- エ 担保の徴収方法については、物件に応じ原則として次によるものとする。

- (ア) 不動産抵当
- (イ) 自動車抵当
- (ウ) その他知事が認めるもの（各種質権の設定）

- 3 施行令第5条第2項の規定により造林事業を行う市町村、財産区又は地方公共団体の一部事務組合は担保又は連帯保証人を要しない。
- 4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合には、貸付決定をした者（以下「借受者」という。）に対し、連帯保証人の追加若しくは交代又は担保の追加を求めることができる。
- 5 前各項に定めるほか、連帯保証人及び担保に関して必要な事項は森林再生課長が別に定めるものとする。

（貸付資格の認定）

第4条 知事は、林業・木材産業改善措置の内容が次のアからカまでの各号に定める要件のいずれかを満たす場合に、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定できるものとする。その際、別記を参考とする。

ア 新たな林業部門の経営の開始

従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合。（林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始する場合を含む。）

主に想定される林業・木材産業改善措置の内容は次のとおり。

なお、部門は、基本的には、育林、素材生産、製薪炭、特用林産物生産（きのこ栽培を含む）、育林サービス、素材生産サービス、山林種苗サービス等に区分する。

(ア) 従来行っていなかった森林施業（育林）の開始

育林部門であっても、従来行っていなかった施業方法を開始する場合は新たな林業部門の経営の開始とする。施業方法区分は以下の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても、伐期の長期化、1伐区面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など技術・経営ノウハウが大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。

施業方法区分：育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業

また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開始に含まれる。

(イ) 従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）の開始

従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門、又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合とする。

また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託などの契約により造林事業又は素材

生産事業を行う場合は、新たな林業部門の経営の開始に含まれる。

(ウ) 従来行っていなかった特用林産物生産の開始

新たに特用林産物の生産を開始する場合、及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で従来の技術・経営ノウハウでは対応できないものとする（原木栽培から施設栽培など技術・経営ノウハウが大きく異なるものへ切り替える場合を含む。）

イ 新たな木材産業部門の経営の開始

従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出する場合。（木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始する場合を含む。）

主に想定される林業・木材産業改善措置の内容は次の(ア)(イ)のとおり。

なお、部門は、基本的には、一般製材、単板製造、床板製造、木材チップ製造、造作材製造、合板製造、集成材製造、建築用木製組立材料製造、パーティクルボード製造、銘板・銘木製造、木材卸売、木材市場等に区分する。

(ア) 従来行っていなかった木材製品の生産の開始

新たに木材製品（集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性の優れた製品等）の生産を開始する場合。

同一の木材産業部門であっても、生産体系、資本装備等が大きく異なるものは別の区分とすることができるものとする。

(イ) 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始

新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合。

同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営ノウハウ、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合を含む。

ウ 林産物の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合。

主に想定される林業・木材産業改善措置の内容は次の(ア)(イ)のとおり。

(ア) 生産性の向上、品質の向上等に資する機械・施設の新たな導入

生産工程の改善を図り、生産性の向上、品質の向上等を図るため、高能率の機械・施設を新たに導入する場合。（含水率等の品質の検査用機械、焼却炉、バイオマス発電施設の導入を含む。）

なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて生産性の向上、品質の向上等が図られる場合に限る。

(イ) 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入

生産性の向上、品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合。

エ 林産物の新たな販売方式の導入

従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入する場合。

主に想定される林業・木材産業改善措置の内容は次の(ア)(イ)のとおり。

(ア) 林産物の流通コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入

以下のような従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新たな販売方式を

導入する場合

- a 林産物の流通コストを削減するため、IT を活用して行う素材の直送方式による販売を実施する方式
  - b 素材の安定的な販路を確保するため、木材製造業者と長期の安定供給の取り決めをし相当量の立木をまとめて購入して行う素材の生産・販売をする方式
  - c 森林認証を受けた森林から生産される木材を付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて製材品を販売する方式
- (イ) 販売量の拡大や販売コストの削減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入

流通工程の改善を図り、販売量の拡大や販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合。

なお、機械等の更新の場合は、更新前と比べて販売量の拡大や販売コストの低減が図られる場合に限られる。

オ 林業労働に係る安全衛生施設の導入

- (ア) 林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入

次の機械・施設を導入する場合。

防振装置付チェンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設

カ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等の導入次（想定される例）の施設を導入する場合。

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設（シャワー又はトイレを備えた車両を含む。）

（貸付けの申請等）

第5条 貸付けの申請について、規則第4条に定めるほか、次によるものとする。

- (1) 貸付資格認定の手続きについて、資金の貸付けを受けようとする者（以下、「借入申請者」という。）は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（「林業・木材産業改善措置に関する計画書」第1号様式。以下「計画書」という。）に次の関係書類を添付して申請するものとする。

ア 法人にあっては定款、謄本及び団体概要書。その他の団体にあっては団体概要書、管理規約（設置目的、団体の名称、所在地、責任者、会員の範囲、維持管理の方法等を定めたもの）

イ 直近3カ年の確定申告書の写し（法人にあっては決算書類及び申請時の合計残高試算表）及び資産一覧表

ウ 貸付対象となる事業費の見積書

このとき、借入申請者は相見積りをする等経費節減に努めること。

エ 機械を導入する場合はカタログ

オ 施設を作る場合は、設計図、仕様書、工事費内訳明細書、建築確認の写し等

カ その他、計画書の説明として知事が必要と認める書類

- (2) 前号の申請書類等を受理した地域県政総合センター所長及び横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）は、書類の不備や語句の脱落等を審査し、かつ市町村の森林・林業施策を踏まえて計画書に係る当該地区の林業普及に関して林業・木材産業改善資金計画に係る意見書（第1－2号様式）により意見を添えて緑政部長に送付する。
- (3) 知事は、前号の申請書類等の提出を受けたときは、神奈川県林業・木材産業改善資金運営会議（以下「運営会議」という。）に諮ってその意見を聞き、当該貸付けが効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資すると認められる場合には、林業・木材産業改善資貸付資格認定書（第2号様式。以下「認定書」という。）を申請者に交付する。

また、認定をしない決定をした場合はその旨申請者に通知する。

- (4) 運営会議の設置及び運営等については、別に定める要領によるものとする。
- (5) 借入申請者は、次の事項に留意しなければならない。

- ア 国、県及び市町村の林業・木材産業振興施策に沿ったものであること
- イ 経営内容からみて過剰投資でないこと
- ウ 事業実施と貸付時期が適当なものであること
- エ 公害問題の生ずる恐れのないものであること
- オ 関係法令の制限等に係る事業については、事前に必要な手続きを終了していること

- 2 県から直接借受けること（以下「直貸」という。）を希望する者（以下「借入申請者」という。）は、貸付認定資格申請と同時に林業・木材産業改善資金借入申請書（第3号様式。以下「借入申請書」という。）及び次の各号に定める書類を所長に提出する。このとき、借入申請者は、本資金専用の預金口座を設けるよう努めるものとする。

- ア 印鑑証明書
- イ 林業・木材産業改善資金借入団体役員等氏名一覧表（第3－2号様式）ただし、借入申請者が個人の場合は、省略することができる。
- ウ 林業・木材産業改善資金連帯保証承諾書（第4号様式）
- エ 連帯保証人の印鑑証明書
- オ 連帯保証人の収入証明書（給与所得者は源泉徴収票、個人事業者は所得税の納税証明書）及び知事が必要と認めた場合は資産一覧表。ただし、貸付額が100万円以下の場合は省略することができる。
- カ 林業・木材産業改善資金担保物件提供承諾書（第5号様式）
- キ 担保物件の課税台帳、証明書
- ク 担保提供者の印鑑証明書
- ケ 自己資金の調達を証する書面
- コ その他知事が特に必要と認めて指示した書類

- 3 借入申請書の提出期限及び貸付金の貸付決定期日は次によるものとする。

貸付時期	第1期	第2期	第3期	第4期
------	-----	-----	-----	-----

借入申請書（第3号様式） 提出期限	5月7日	7月7日	10月7日	1月7日
貸付金貸付決定期日	6月7日	8月7日	11月7日	2月7日

4 事業計画及び資金計画策定時の注意事項は次によるものとする。

(1) 本資金の対象として、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれない。

(2) 貸付金の単位は千円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

5 地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所（以下「事務所」という。）は、管内の林業・木材産業者に対して制度の内容を周知徹底し、適期に正しい申請を行うように指導するものとする。

（貸付けの決定）

第6条 貸付けの決定については、規則第5条に定めるほか、次によるものとする。

(1) 知事は、前条の規定により貸付資格の認定をしたときに、直貸の希望があり、借入申請書が提出されている場合は、貸付資格認定に関する審査をすると同時に貸付決定に関する審査を行い、貸付けすることを決定したときは資格認定通知と同時に林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（第6号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。ただし、借入申請者のやむを得ない事情により、知事が貸付決定期日の変更を認めたときは、借入申請書の提出から概ね一箇月で決定通知書を通知することができる。

(2) 前項の審査のときには、貸借入申請者及び連帯保証人等の資力や担保が十分であると認められる場合のみ、貸付決定を行うものとする。

（契約の締結及び資金の交付）

第7条 契約の締結及び資金の交付については、規則第6条に定めるほか、次によるものとする。

(1) 知事は、貸付金支出負担行為を前項の決定通知書によって行う。

(2) 借受者及び連帯保証人は、決定通知を受けた後速やかに知事との間に林業・木材産業改善資金金銭消費貸借契約書及び連帯保証契約書（第7号様式。以下「契約書」という。）により契約を締結する。このとき、借受者及び連帯保証人は必ず自己の責任において記名捺印を行うとともに、民法（明治29年法律第89号）第465条の6以下の規定による保証意思を示した公正証書の謄本を知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、契約の締結後、指定された銀行口座の振込み方式により貸付資金を交付する。

2 森林再生課及び所管の事務所は、貸付金交付に当たり、次の事項を借受者に対して指導するものとする。

(1) 目的外使用の禁止

貸付金は計画書に記載された資材費など（貸付決定通知書に付帯条件があればそれに従う）の支出以外のものに使用してはならない。

(2) 事業の完了時期

事業の完了は、資金の交付後3ヶ月以内とする。ただし、あらかじめ事業を完了するのに必要な期間として知事が認めた場合はその期間とする。なお、事業着手後災害などやむを得ない事情により、所定の期間内に事業を完了することが困難な事態が生じた場合は、知事の事業計画変更の承認を受けてこれを延長させる。

(3) 証拠書類の保存

資材費等の支払先からは必ず領収書を受け取り、償還完了までこれを保存しておくものとする。

(4) 経理簿の記帳

貸付金の受入れ、資材の購入、必要経費の支払い、償還金の納付等、事業の経理状況を明確に記帳しておくこと。

(事業の完了報告)

第8条 事業の完了報告については、規則第7条に定めるほか、次によるものとする。

(1) 借受者は、事業完了後30日以内に林業・木材産業改善資金貸付対象事業実施完了報告書（第8号様式。以下「完了報告書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

ア 契約書及び精算書又は領収書の写しその他事業結果の明細を明らかにする書類。

イ 研修教育に必要な資金の場合にあっては、研修派遣先の代表者の研修修了証明書

(2) 所長は、前号の完了報告書の提出があったときは、林業普及指導員等担当職員に対し事業実施結果を確認の上、報告させるものとする。

(3) 所長は、前号の事業実施結果の確認の報告があったときは、完了報告書を緑政部長に送付するものとする。

(4) 知事は、前号の完了報告書の送付があったときは、必要によっては関係機関の協力を得て現地調査を行い、さらに事業実施結果の確認を行うものとする。

(事業計画の変更)

第9条 資金の貸付け後の事情変更などによる対応については、次によるものとする。

(1) 借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、計画書に記載された計画内容であってかつ貸付決定額を超えない場合に限り、次に掲げる事業計画変更をすることができる。その場合は林業・木材産業改善資金計画変更申請書（第9号様式）を提出しなければならない。

ア 事業の完了時期が、資金交付後3ヶ月以内又は計画書に記載した事業完了時期に比べて1ヶ月以上遅延するとき。

イ 貸付けの対象となった資材若しくは工事内容を著しく変更させるとき。

ウ 借受者が団体である場合において、その受益者に変更を生じたとき。

(2) 前項の申請を受けた所長は、その変更に関して、林業・木材産業改善資金計画変更に係る意見書（第10号様式）により意見を添えて緑政部長に送付するものとする。

(3) 知事は貸付資格の認定に準じてこの内容を審査し、やむを得ないと認めるときは



林業・木材産業改善資金計画変更承認書（第11号様式）を借受者に交付する。また、承認しない旨はその旨通知し、期限前償還を命じるものとする。

（事業実施後の報告）

第10条 貸付け後の事業実施後の報告については、次によるものとする。

(1) 所長は、貸付決定翌年度から資金の償還が完了するまでの間、林業・木材産業改善資金貸付先事後報告書（第12号様式）を毎年度9月末までに借受者から提出させ、必要に応じて現地調査を行い、林業・木産業改善資金貸付確認調査報告書（第13号様式）を添付して毎年11月末までに緑政部長に報告するものとする。

ただし、償還の最終年度であって、償還の時期が7月までのものに限っては、前年度1月から償還期日の前日までの期間に林業・木材産業改善資金貸付先事後報告書（第12号様式）を借受者から提出させ、必要に応じて現地調査を行うことができるものとする。

(2) 知事は、前項の報告書等を検討し、必要によっては関係機関の協力を得て現地調査を行い、事業実施結果の確認を再度行うこととする。

（償還の手続）

第11条 貸付金の償還については、次によるものとする。

(1) 償還方法は均等年賦払いとし、その算出にあたっては償還金の単位は千円とし、端数が生じたときは、これを第1回の償還金に加算するものとする。

(2) 第1回の償還の時期は、原則として次によるものとし、第2回以降の償還は、第1回の償還をした日から起算して毎年、1年を経過した日とする。ただし、据置期間のあるものについての第1回の償還は、貸付けの決定をした日から起算して据置期間経過後更に1年を経過する日とする。

なお、これらの日が土曜、日曜、祝日等の県の休日にあたる場合は、次の県の休日ではない日に延長するものとする。

貸付けの決定した日	6月1日	8月1日	11月1日	2月1日
	～ 7月31日	～ 10月31日	～ 1月31日	～ 5月31日
償還の時期	5月20日	7月20日	10月20日	1月20日

(3) 償還金、繰上償還金又は期限前償還金の払込みは、払込み期日までに県が発行する納入通知書により行うものとする。

2 償還金の延滞金の取扱いについては、次によるものとする。

(1) 森林再生課は、貸付金の償還に延滞が生じる恐れがあるとき又は生じたときは、直ちに事務所に連絡し、償還指導を依頼する。

(2) 事務所による前項の償還指導をもっても償還されない場合は、借受者の事情を確認し、延滞の事由がやむを得ない場合でその事情が借受者の申出書で認められるときは、期限前償還事由としての「償還金の支払を怠った場合」として扱わないものとする。ただし、違約金については徴収するものとする。

（繰上償還）

第12条 次のような事由が発生した場合には、借受者は、林業・木材産業改資金繰上償還

申請書（第14号様式）を知事に提出することにより自発的に期限利益を放棄し、約定償還日にかかわらず林業・木材産業改善資金繰上償還承認通知書（第15号様式）に記載された知事の定める納付期限までに貸付金の全部又は一部を繰上償還するものとする。この場合において、所長は、繰上償還を林業・木材産業改善資金繰上償還に係る調査書（第16号様式）により緑政部長に速やかに報告するものとする。

ア 事業を中止又は廃止し、若しくはこの資金で設置した施設等を譲渡、交換、貸与し、又はその運営を他人に委託した場合

イ 実施事業量が計画よりも減少し又は資材価格が計画よりも下回ったため、貸付金に余剰が発生した場合

ウ 他の資金等の利用に切り替えた場合

エ 借受主体そのものが消滅した場合

オ 収入の増加により約定償還日前に償還できると認め、県が繰上償還の請求をした場合

（期限前償還）

第13条 借受者は、次の各号の一に該当したときは、知事からの通知催告を要せずして、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全部又は一部の弁済を行うものとする。

ア 他の債務につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これらに類する法的整理手続の開始の申立てがあったとき。

イ 支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。

ウ 租税公課を滞納して督促を受けたとき。

エ 知事に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

オ 住所変更の届出を怠るなど借受者の責めに帰すべき事由によって、借受者の所在が不明となったとき。

カ 借受者が、第1条第4項各号のいずれかに該当するとき。

2 借受者は、前項に該当する事情が生じたときは、直ちにその旨を所長に報告し、弁済を行うものとする。

3 知事が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、借受者は知事に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全部又は一部の弁済を行うものとする。

ア 貸付金をその目的以外に使用したとき

イ 貸付金の償還を1回でも怠ったとき。

ウ 正当な理由がなく、貸付金受領後3ヶ月以上これを使用しないとき。

エ 虚偽の申請又は報告等をしたとき。

オ 故意に知事に対する報告等を怠ったとき。

カ この借入金により改良、造成又は取得した施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

キ 規則及び本要領又は契約に基づく義務の履行を怠ったとき。

ク 保証人がその条件を満たさないために知事が変更を請求したときに、必要な措置を行わないとき。

ケ その他債権保全上著しい支障があるとき。

(支払猶予の申請)

第14条 支払猶予の申請手続については、法第10条及び施行令第6条、規則第9条に定めるほか、次によるものとする。

### 1 支払猶予の該当要件

(1) 支払猶予は次に掲げる理由に起因して償還が著しく困難である場合に限って行うものとする。

ア 暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう等

イ 火災

ウ 盗難

エ 借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又は、その者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(2) 償還が著しく困難であることの認定基準

ア 前条の理由により事業量が平年の3割以上減少し、かつ減収による損失額が平年における林業・木材産業総収入の1割以上であること。

イ その他の理由の場合は、具体的事例について個々に判断する。

### 2 支払い猶予の条件

(1) 猶予期間

猶予すべき理由が発生した時点以後に償還期日の到来するその年度の償還金の全部又は一部につき、原則として1年以内の期間を猶予するものとする。猶予すべき理由の発生した時点以前に償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては猶予しないものとする。

(2) 猶予する額

猶予する額は、償還が困難と認められる最小限度の額とする。団体又は共同で借り受けた場合は、その受益者または共同借受者個々の実情によって判断するものとする。

### 3 支払猶予の申請

事務所は、借受者が償還金の支払猶予を申請したい旨の申し出を受けた場合には、それが第1項の支払猶予の要件に該当するか否かを検討し、該当すると判断される場合には次の手続きをとるよう指導するものとする。

(1) 林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（第17号様式。以下「支払猶予申請書」という。）は申請理由毎に次に掲げる証明書を添えて提出する。

ア 暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう等の自然災害の場合：市町村長による災害証明書

イ 火災の場合：市町村長又は消防署長による災害証明書

ウ 盗難の場合：警察署長による盗難証明書

エ 死亡、疾病、負傷の場合：医師による証明書

- (2) 支払猶予申請書は猶予を受けようとする約定償還日の30日前までに知事に到達するように提出する。

(支払猶予の審査及び決定)

第15条 支払猶予の決定は、規則第10条で定めるほか、次によるものとする。

- (1) 支払猶予の審査は、貸付けの場合に準じて行うものとし、適当と認められる場合は、知事は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（第18号様式）を交付する。  
また、認められない場合はその旨通知し、償還指導を行うか、計画変更を指導するか、期限前償還を請求することとする。
- (2) 支払猶予決定が、償還収入調定後行われた場合は、猶予額に相当する調定及びその納入に交付した納入通知書を取消し、猶予額が当該償還金の一部である場合は、その残額の納入通知を再発行する。
- (3) 県は、支払猶予決定に基づき関係書類の訂正を行う。

(違約金)

第16条 違約金については、法第11条及び規則第11条に定めるほか、次によるものとする。

#### 1 債務遅滞による違約金

- (1) 知事は、借受者からの償還が約定期日までされなかったとき、償還日が確定次第、違約金の請求を行うものとする。このときの手続きは償還の場合に準じて行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、違約金の金額が100円未満のときは神奈川県財務規則第33条の規定により、徴収を行わないものとする。

#### 2 契約違反に対する違約金

- (1) 知事は、第13条第3項に規定する期限前償還の請求を行ったとき、その理由が目的外利用等の借受者の貸付資格認定に対する条件違反であり、借受者の故意など悪意が見られる場合は、期限前償還の請求と同時に損害賠償の意味で当初の貸付日又は故意が生じた日と知事が認める日から算定した違約金を請求するものとする。
- (2) 前号の規定は、信用不安など他の理由によるときに適用しないように留意するものとする。

(融資機関による貸付けの事務)

第17条 融資機関の林業・木材産業改善資金の転貸手続きについては、規則第4条及び第12条の規定によるほか、次によるものとする。

#### 1 転貸申請者の申請手続き

以下の手続きは、借入申請者が林業・木材産業改善資金の融資機関による貸付けを希望したとき（以下当該希望者を「申込者」という）の取り扱いとする。

- (1) 申込者は、直貸と同様に、計画書等の必要な書類を知事に提出し、貸付資格の認定を受けるものとする。  
このとき、融資機関には事前に相談の上資力の審査等を受け、融資機関が証明する林業・木材産業改善資金融資可能証明書（第19号様式）を計画書と同時に知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、前項による計画書の認定については、本人の資力等については審査せず、計画の内容に重点を置いて審査するものとする。
- (3) 認定書を受けた申込者は、認定書の写しを添えて林業・木材産業改善資金借入申

込書（第20号様式。「以下「借入申込書」という。」）及び次項に定める書類を融資機関に提出する。

なお、申込者は本資金専用の預金口座を設けるよう、努めるものとする。

(4) 申込者の提出する書類は、以下に掲げるものとする。

ア 印鑑証明書

イ 自己資金の調達を証する書面

ウ その他融資機関が特に必要と認めて指示した書類

## 2 融資機関の手続き

(1) 審査及び融資の可否の通知

融資機関は、前項第1号で規定した証明書の提出を申込者から受けたときは、必要と認められる書類を要求して審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該申請者の融資可否を審査し、融資が可能な場合は証明書を申請者に交付するものとする。

また、このとき独立行政法人農林漁業信用基金の機関保証が受けられるかどうかの確認も併せて行うものとする。

(2) 県貸付金の申請

融資機関は、申込者から書類の提出を受けた後、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金借入申請書（第21号様式。以下「県貸付金借入申請書」という。）及び計画書の写しを添えて県貸付金を申請するものとする。

(3) 申込者への貸付決定通知の送付

融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（第22号様式。以下「県貸付金貸付決定通知書」という。）の送付を受けたときは、申込者に対し、速やかに林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（第23号様式）を送付する。（以下、貸付決定通知の送付を受けた申込者を「借受者」という。）

また、知事から不決定の通知を受けたときはその旨申込者に通知する。

(4) 県貸付金契約の締結

融資機関は、知事と林業・木材産業改善資金県貸付金貸借契約書（第24号様式）により契約を締結する。

(5) 借受者への貸付け

融資機関は、県から貸付金の交付を受けた後、借受者に対し速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。

(6) 借受者への指導事項

融資機関による林業・木材産業改善資金の貸付け及び貸借契約は、借受者との林業・木材産業改善資金借受者貸借契約書（第25号様式）により行うものとし、貸付けの際、融資機関は借受者に対し、当該契約書を確認させ、貸付後も遵守させるものとし、その写しを知事に提出する。

(7) 遵守事項

融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

ア 林業・木造産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止する場合

イ 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難になった場合

(8) 帳簿書類の調査

融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。

3 県貸付金の県の事務（一部再掲）

(1) 県貸付金の貸付条件等

県の融資機関への貸付金（以下「県貸付金」という。）の利率、償還期間、据置期間、償還方法、償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件を基本とする。

(2) 県貸付金の貸付手続き

知事は、融資機関から県貸付金借入申請書の提出を受けたときは、速やかに審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、県貸付金貸付決定通知書を融資金機関に送付するものとする。

(3) 県貸付金の交付

知事は貸付決定後、速やかに支出負担手続をし、県貸付金貸借契約書により契約を締結した後、当該融資機関に県貸付金を交付する。

4 県貸付金交付後の融資機関の事務

(1) 融資機関は県貸付金の交付を受けた場合は、転貸資金の貸付決定者との間に速やかに林業・木材産業改善資金借受契約書（第25号様式）による契約を締結し、資金を交付する。この場合、融資機関は当該借受者に対し、第7条第2項の事項を指導するものとする。

(2) 事業完了後の報告について、第8条に準じて借受者に報告書（第8号様式）の提出を受けた融資機関は、これらの書類の写し添えて林業・木材産業改善資金県貸付事業実施完了報告書（第26号様式。以下「事業完了報告書」という。）を知事に提出する。

5 事業実施結果の確認

知事は、前項の規定により事業完了報告書の提出を受けたときは、第8条に準じて事業結果の確認を行うものとする。

6 借受者の事業計画の変更については、次によるものとする。

(1) 借受者は、第9条第1項第1号に準じて申請を融資機関に行う。

(2) 前号の申請を受けた融資機関は、所長に申請書の写しを添えて速やかに報告し、同時に林業・木材産業改善資金県貸付金計画変更申請書（第9—2号様式）を知事に提出するものとする。

(3) 所長は、同条同項第2号に準じて緑政部長に送付するものとする。

(4) 知事は、同条第項第3号に準じて林業・木材産業改善資金計画変更承認書（第11号様式。以下「承認書」という。）を借受者に交付し、承認しない旨はその旨通知する。また、融資機関には林業・木材産業改善資金県貸付金計画変更承認書（第11-2号様式）にて通知する。

(5) 融資機関は借受者に対して速やかに必要な措置を行うものとする。

## 7 事業実施後の報告

融資機関は、事業実施後の報告について、第10条に準じて行うものとする。

## 8 償還の実務

償還の手続きについては、第11条に準じて行うものとするが、償還金の延滞の取扱いについて、融資機関は借受者からの貸付金の償還に延滞が生じたときは、速やかに借受者ごとに延滞の事情を調査し、融資機関所定の手続きにより償還指導を行うとともに、その状況を知事に報告するものとする。

## 9 繰上償還と期限前償還

(1) 繰上償還については、第12条に準じて行うこととする。その場合において、融資機関は繰上償還を行う金額が貸付金の全部であるときは、その理由を調査し、林業・木材産業改善資金繰上償還に係る調査書（第16号様式）により知事に報告するものとする。

(2) 期限前償還について、第13条に準じて行うものとする。

(3) 融資機関は、借受者に対して債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ知事に通知するものとする。

(4) 融資機関は、債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は借受者の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をその償還期限にかかわらず県に償還する。

### (5) 融資機関の期限前償還

県は、融資機関が借受者に債務の期限前償還を請求できる場合には、期限前償還の請求をするよう融資機関に対し指示することができる。

ア 融資機関は、次の各号の一に該当したときは、知事からの通知催告を要せずして、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全部又は一部の弁済を行うものとする。

(ア) 他の債務につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これらに類する法的整理手続の開始の申立てがあったとき。

(イ) 支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。

(ウ) 租税公課を滞納して督促を受けたとき。

(エ) 住所変更の届出を怠るなど融資機関の責めに帰すべき事由によって、所在が不明となったとき。

(オ) 借受者が、第1条第4項各号のいずれかに該当するとき。

イ 融資機関は、前項に該当する事情が生じたときは、直ちにその旨を知事に報告し、弁済を行うものとする。

ウ 知事が融資機関について次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、融資機関は知事に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務の全部又は一部の弁済を行うものとする。

(ア) 県貸付金をその目的以外に使用したとき。

(イ) 県貸付金の償還を1回でも怠ったとき。（借受者に転貸した資金の償還を法

第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）

- (ウ) 県貸付金を受領後速やかに貸付けをしないとき。
- (エ) 虚偽の申請又は報告等をしたとき。
- (オ) 故意に知事に対する報告等を怠ったとき。
- (カ) 規則及び本要領又は契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (キ) その他債権保全上著しい支障があるとき。

## 10 支払猶予の実務

- (1) 支払猶予の手続きについては第14条に準じて行うものとする。
- (2) 融資機関は、借受者からの償還金の支払猶予を申請したい旨の申し出を受けた場合には、それが第14条第1項の要件に該当するか否かを検討し、該当すると判断される場合には次の手続きをとるよう指導するものとする。
  - ア 支払猶予申請書は第14条第3項に定める申請理由毎の証明書を添えて融資機関を經由して知事に提出する。
  - イ 申請書は猶予を受けようとする約定償還日の30日前までに融資機関に到達するように提出する。
  - ウ 申請書の提出を受けた融資機関は、申請書を点検し、適当と認められるときはその写しを添えて知事に支払猶予申請書を提出する。
- (3) 知事は第15条に準じて決定の手続きを行う。
- (4) 融資機関は、支払猶予決定に基づき関係書類の訂正を行い、知事から決定通知書の交付を受けたときは、決定通知書により申請者に通知するものとする。
- (5) 融資機関は、支払猶予決定が償還金の納入通知発送後に行われた場合は、償還金債券の発生を取り消し、猶予額が当該償還金の一部である場合では、その残額の納入通知書を借受者に再発行するとともに、その写しを知事に送付する。
- (6) 融資機関及び県は、支払猶予決定に基づき関係書類の訂正を行う。
- (7) 知事が支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。この場合償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定をしたときにおいても違約金を徴収するものとする。

## 11 違約金の実務

- (1) 借受者の延滞違約金
  - ア 融資機関は、第16条に準じて違約金を徴収するものとする。
  - イ 借受者から徴収した違約金の納付義務
    - 融資機関は、借受者からの違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が、県貸付金の償還を支払期日に行っている場合には、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。
- (2) 融資機関の延滞違約金
  - 知事は、融資機関からの償還が約定期日までされなかったとき、償還日が確定次第、融資機関に対して違約金の請求を行うものとする。このときの手続きは償還の場合に準じて行う。



(3) 契約違反に対する違約金

融資機関は、第16条第2項に準じて違約金を請求するものとする。

ただし、このときは必ず県の判断を仰ぐこととする。

(4) 前号の規定により違約金を徴収したときも、第1号と同様に県に納付すること。

12 その他の事項

この要領及び契約に定めのない事項は融資機関と県が協議して定めることとする。そのときは十分本制度の趣旨を踏まえたものとする。

(貸付計画の樹立)

第18条 貸付計画については、次によるものとする。

1 貸付計画の樹立

(1) 関係機関相互の連絡

毎年度の県の貸付計画を樹立する際は、森林再生課は、事務所及び業界団体等関係機関相互の連絡を密接に図り、地域の実情に即した資金計画を作成できるようにするものとする。

(2) 資金需要の把握

ア 事務所は、それぞれ普及指導計画等との関連のもとに、その地域に関する県の林業・木材産業施策の動向を考慮して資金需要を把握するものとする。

イ 資金需要を把握する際には、次の事項に留意する。

(ア) 研究・補助展示の段階にあると認められる事業は除く

(イ) 災害関係の事業、その他、当制度によって奨励することが不相当と認められる事業は除く

ウ 資金需要の報告について

所長は、管内の林業・木材産業者等の資金需要動向を把握するとともに、森林再生課に随時報告する。

2 計画樹立過程における関係機関の事務

(1) 所長は、地域別資金計画を取りまとめ、森林再生課に送付する。

(2) 森林再生課は、送付された資金計画を取りまとめ、県全体としての資金計画書を作成し、国と協議を行い、その承認を得て貸付計画を確定する。

(林業普及指導員等及び林業普及活動との連携)

第19条

1 林業普及指導員等の指導

(1) 現地において直接借受者に接して普及指導に当たる林業普及指導員等は借受者に対し貸付前のみならず貸付後の事業実行及びその後の事業活動について、積極的な指導、助言を行うものとする。

(2) 林業普及指導員等は、前号により指導・助言を行うに当たっては、借受者に係る指導記録簿を備え付け、行った指導・助言の内容を記録しておかなければならない。

2 関係機関等に対する啓もう指導

林業普及指導員等は、市町村・森林組合その他関係機関等との緊密な協力をはかり、本資金の制度の趣旨及び内容の普及徹底に努めなければならない。

(その他の留意事項)

第20条 その他、本制度を運用するに当たって留意すべき事項は次によるものとする。

- (1) 知事は、貸付け事業の完了後においても、償還期間中は現地の巡回等を行い、貸付け事業により取得等をした施設等について、目的外使用、無断貸出し、無断処分等の不適切な事例が発生しないように借受者を指導するものとする。
- (2) 貸付対象事業の着工は、資金の交付を受けてから行うのが原則であり、やむを得ずそれより前に着工しなければならない場合においても、貸付決定の通知を受けてから実施するように知事は借受者を指導する。
- (3) 本資金は、補助金及び一般の制度融資のいずれでもない奨励制度であり、補助行政によらないで、林業従事者等の自主性を助長することを基本としているため、本資金は国の補助事業の補助残融資（各種補助対象事業の内、当該補助金の残額に対する本資金の貸付け）として使用することはできない。ただし、県又は市の単独事業については、十分な審査の上、これを認定することができる。
- (4) 知事は、必要に応じ借入申請者又は借受者が、第1条第4項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成15年10月31日から施行する。
- 2 神奈川県林業改善資金制度運営要領（昭和52年2月1日。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この施行の日前に貸し付けられた林業改善資金の運営については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成19年11月30日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年8月25日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条3項の改正規定は、同年4月5日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月4日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する
- 2 東日本大震災の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年10月20日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月5日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従

前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月4日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この施行の日前に貸し付けられた林業・木材産業改善資金の運営については、なお従前の例による。

別記 林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定については、次の事項に留意して行うものとする。

当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付け（以下「貸付け」という。）が効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、次に掲げる計画等の趣旨に相反していないこと。

(1) 神奈川県林業・木材産業構造改革プログラム

(2) 上記の他、県及び市町村森林・林業関係施策

- 2 当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、貸付け後3ヶ月以内に完了することが困難なもの（森林施業の継続した実施、研修等）については、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内に完了すると見込まれるものであること。
- 3 当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれること。